

平成 30 年 天草市農業委員会第 7 回総会議事録

平成 30 年 7 月 25 日天草市役所別館 B 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（10 名）

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 鶴 田 雄 士 君   | 2 番  | 君           |
| 3 番  | 山 本 隆 久 君   | 4 番  | 中 村 三 千 人 君 |
| 5 番  | 宮 崎 義 一 君   | 6 番  | 黒 川 紀 世 子 君 |
| 7 番  | 松 下 二 六 一 君 | 8 番  | 井 島 安 一 君   |
| 9 番  | 本 田 実 君     | 10 番 | 君           |
| 11 番 | 嶋 田 浩 二 君   | 12 番 | 君           |
| 13 番 | 中 川 徹 君     |      |             |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（3 名）

|      |            |      |             |
|------|------------|------|-------------|
| 2 番  | 稲 田 秀 敏 君  | 10 番 | 小 堀 田 幸 一 君 |
| 12 番 | 富 崎 ます み 君 |      |             |

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6 名）

|      |           |      |         |
|------|-----------|------|---------|
| 事務局長 | 藤 本 寿     | 局長補佐 | 大 中 靖   |
| 係 長  | 荒 木 賢 司   | 参 事  | 松 本 馨   |
| 参 事  | 佐 々 木 暁 史 | 主 査  | 大 林 喜 光 |

4、議事日程

開 会

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 議第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議第 36 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議第 37 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について
- 日程第 5 議第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議第 39 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議第 40 号 非農地通知書交付申請について
- 日程第 8 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（藤本寿君） ただいまから平成 30 年天草市農業委員会第 7 回総会を開催いたします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、暑い中にご出席いただきましてありがとうございます。2 週間ぐらい酷暑が続いている訳でございますけれども、用心していただいて頑張っていたきたいと思えます。急な事ではございますが、7 月 1 日に人事異動がございまして、寺澤君が農林整備課に異動しまして、7 年 3 ヶ月農業委員会で頑張っていたきました。その後に、牛深支所から佐々木君が来ていただきました。農業委員会は初めてでございますが、仕事を覚えていただいて頑張っていたきたいと思うところでございます。それでは、本日もよろしくお願い致します。

○事務局（藤本寿君） ありがとうございます。総会に入ります前に、只今ご紹介がありました、7 月 1 日付けで異動して来ました佐々木の方から皆様にご挨拶致します。

○事務局（佐々木暁史君） 改めまして、皆さん、こんにちは。7 月 1 日付けで牛深支所総務振興課から異動して参りました佐々木暁史と申します。事業系の業務は全く初めてのことでして、只今猛勉強中でございます。皆様のご指導を頂きながら業務に励みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（藤本寿君） 本日は、2 番稲田委員、10 番小堀田委員、12 番富崎委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、3 番山本委員、13 番中川委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 35 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の畑 3 筆 1,249 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色し

た天草広域連合から東へ約 0.3km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稲及び飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 2 番について説明します。本町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本町の畑 3 筆 1,383 ㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約 4km、青色で着色した県道本渡荅北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 3 番について説明します。久玉町の譲受人は東京都の譲渡人より、久玉町の畑 437 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深高校から北東へ約 0.8km、青色で着色した国道 266 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4番について説明します。今釜町の譲受人は熊本市の譲渡人より、御所浦町の畑5筆2,570㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市御所浦支所から東へ約3.0km、青色で着色した県道龍ヶ岳御所浦線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の2ページをご覧ください。5番について説明します。栖本町の譲受人は東京都の譲渡人より、倉岳町の田1,515㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳分校から西へ約1.8km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 6番について説明します。上天草市の譲受人は栖本町の譲渡人より、栖本町の田2筆3,278㎡、畑3筆191㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本中学校から北へ約0.5km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。新和町の譲受人は新和町の譲渡人より、新和町の田260㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所新和支所から北東へ約1.5km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました7番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致し

ます。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の3ページをお開きください。8番について説明します。五和町の譲受人は長崎市の譲渡人より、五和町の田 828 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した五和町コミュニティセンターから北東へ約 0.6km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 9番について説明します。五和町の譲受人は諏訪町の譲渡人より、五和町の田 1,121 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所五和支所から南東へ約 0.5km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 9 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 10番について説明します。五和町の譲受人は佐賀県三養基郡基山

町の譲渡人より、五和町の畑 225 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくすから東へ約 0.5km、青色で着色した県道本渡五和線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 10 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 11 番について説明します。河浦町の譲受人は千葉県習志野市の譲渡人より、河浦町の畑 98 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから東へ約 1.5km、青色で着色した国道 389 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 3 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 11 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 3、議第 36 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 資料②の 4 ページをご覧ください。1 番について説明します。

転用者は本渡町の個人で、本町の畑 239 m<sup>2</sup>を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧

ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本町小学校から西へ約 4.0km、青色で着色した県道本渡芥北線の南西側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、周囲は山林で農地として管理ができないため、杉 50 本を植林し、山林として管理し利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に植林してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） この案件につきましては、議案第 38 号の 5 条の 1 番と関連する案件ですので、まとめてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

2 番について説明します。転用者は大阪府吹田市の個人で、河浦町の畑 477 m<sup>2</sup>を宅地へ転用する案件と、河浦町の畑 154 m<sup>2</sup>に賃借権を設定し通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した河浦支所宮野河内出張所から南東へ約 0.4km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅が老朽化し建替えが必要なため、住宅 1 棟、倉庫 1 棟、残地を庭、通路として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として利用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 2 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。



---

○議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第37号、農地法第5条事業計画変更申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） この案件につきましては、次の議案第38号の5条の2番と関連する案件ですので、まとめてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい、お願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の5ページをお開きください。1番について説明します。

この案件は、東京都の法人が、河浦町の農地8,061㎡に賃借権を設定して、太陽光発電施設を設置する計画で平成28年8月25日に農地法第5条第1項の規定による許可を受けたものですが、権利の内容を変更したいというものです。計画変更の理由は、地上権の設定で許可申請するはずだったのですが、誤って賃借権の設定で許可申請をし、許可を受けてしまい、今回、地上権の設定に変更するものです。平成30年4月27日に3筆1,328㎡を追加しています。追加した3筆は地上権の設定で許可がされています。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから西へ約1.3km、青色で着色した国道389線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル1,968枚を設置し売電する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 1番につきましては、先ほど4条の2番と合わせて説明した通りです。

○議長（鶴田雄士君） 4条の2番と同じということで、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2 番につきましては、議第 37 号で説明した通りです。

○議長（鶴田雄士君） 議第 37 号と同じということで、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 3 番について説明します。転用者は今釜新町の法人で、今釜町の畑 323 m<sup>2</sup>を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所から北へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車場が不足しているため、11 台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 3 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（佐々木暁史君） 4 番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、本渡町の畑 511 m<sup>2</sup>を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所別館から南東へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置する第 3 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を 1 棟、4 台分の駐車場、残地を庭として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場用地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 4 番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 5番について説明します。転用者は菊陽町の法人で、新和町の畑283㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した中田港ターミナルから北西へ約0.7km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請者は、釣り具の制作及び販売を行っており、製品の品質確認を行う社員が一定期間滞在する施設が必要なため、社宅1棟、5台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に住宅が建設されていたため始末書が添付されています。許可後に既存の住宅を解体し社宅を建築する予定です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(佐々木暁史君) 資料②の8ページをお開きください。6番について説明します。転用者は栖本町の個人で、栖本町の畑176㎡を売買により取得して駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市栖本支所から東へ約0.1km、青色で着色した県道松島馬場線の北西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在駐車スペースがなく不便なため業務用4台、来客用2台、合計6台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の6ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に駐車場用地と

して整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、7番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7番について説明します。転用者は楠浦町の個人で、五和町の田643㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地域交流センターおおくす付近、青色で着色した県道本渡五和線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル192枚設置し売電する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、8番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 8番について説明します。転用者は久玉町の法人で、河浦町の田1,280㎡を売買により取得して宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所河浦支所から北東へ約1.2km、青色で着色した県道新合高浜港線の南側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、隣接する生コン工場の作業場、7台分の駐車場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に宅地として整備されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました8番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 9番について説明します。転用者は川原新町の個人で、河浦町の畑602㎡を売買により取得して太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した崎津集落ガイダンスセンターから北へ約1.3km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光パネル560枚を設置し売電する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第6、議第39号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） 議第39号について説明します。資料②の9ページからご説明いたします。利用権の新規設定の計画が53件、再設定の計画が2件、合計で55件、総面積は186,049㎡となっております。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の7ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは、ただいま説明がありました貸借権設定55件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第7、議第40号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(大林喜光君) 資料②の34ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、本渡地域が4件、筆数は全体で4筆、面積は合計で563㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の8ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番、2番の地図です。天草高校から南西へ約0.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が3番の地図です。本渡海水浴場付近になります。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が4番の地図です。九州産交バスセンターから南西に0.3km程のところになります。次が航空写真です。現地の写真になります。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご意見がなければ、議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、議案のとおり認定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第8、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局(荒木賢司君) 報告事項につきましては、資料②の35ページに記載しております。農地利用・形状変更届は1件、田を盛土して畑として利用するというものでした。第4条関係許可不要転用届はありませんでした。第5条関係許可不要転用届はありませんでした。あっせん打ち切り農地につきましては、該当する筆は、河浦町の田7筆と畑2筆及び御所浦町の畑3筆の合計12筆です。これは、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落の協定農用地の一部で、今回あっせん申出によりあっせんを行いました。該当者がいなかったため、あっせんを打ち切ります。以上です。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これもちまして、平成 30 年天草市農業委員会第 7 回総会を閉会致します。

午後 2 時 55 分

閉 会

---

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 山本隆久

署名委員 中川徹

